

要望事項 (吉田学区, 浄楽学区 優先順位 1)

民泊営業への実質かつ適正な監視, 指導とそれらを担保する体制の確立

要 旨

(吉田学区)

空き部屋, 空き家の転用, 貸出による外国人旅行者へのショートステイいわゆる民泊営業が吉田地域においても顕著になってきており, 騒音, ゴミ等様々なトラブルが生じております。トラブル対策はもちろん, 民泊営業の進出にあたって交渉事までが地元には大きな負担として強いられてきます。

民泊営業に係る京都市条例は, 民泊新法の範囲内での歯止めを定めたとされていますが, 「報告」の義務づけはうたわれていますが, 「遵守」を担保するものとはなっていません。

民泊営業への実質かつ適正な監視, 指導とそれらを担保する体制を確立してください。民泊営業現地周辺町内会等への助言や対応を密にし, 地域の不安解消に努めてください。特に違法な民泊に対しては厳正な対応をしてください。

安易な民泊の営業認可を行うのではなく, 行政の慎重な対応を要望します。

(浄楽学区)

浄楽学区真如堂周辺には, 民泊(ゲストハウス)があり, ほとんどが違法民泊と思われまます。また, 周辺のゴミ集積場には, 指定袋に入っていない状態のゴミが放置されています。民泊の把握とゴミ出しの指導徹底を要望します。

回 答

(環境政策局)

1 民泊施設におけるごみの処理について

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅と旅館業法に基づく施設(いわゆる民泊施設)におけるごみの処理については, 本市独自のルールとして, 営業開始前にごみの適正処理の方法を本市に事前報告することを義務化し, 定期報告や立入調査等で実施状況を確認することとしております。

また, 通報等があった場合も速やかに, 民泊施設の事業者に対し, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に従い適切にごみが排出されるよう啓発・指導してまいります。

(環境政策局)(産業観光局)(保健福祉局)

2 違法民泊に対する本市の取組, 体制等について

近年, 本来宿泊施設ではない住宅等の全部又は一部を宿泊場所として旅行者に有料で提供する, いわゆる「民泊」と呼ばれる宿泊サービスの形態が急増しています。この「民泊」の営業形態は, インターネット上の仲介事業者を介することから, 営業者の匿名性が確保され, 無許可営業を急増させた大きな要因と考えています。また, 管理者不在の営業形態による宿泊客の管理不全から, 宿泊客のマナー違反が問題となっています。

このような状況から, 平成30年6月15日から住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)が施行されることに合わせて, 安全安心及び地域との調和の確保のため, 住

宅宿泊事業施設と旅館業施設の適正な運営等に係る本市独自のルールを策定しました。

いわゆる「民泊」のうち、旅館業の営業施設（簡易宿所）については、当該ルールの一部を許可申請における要件としております。また、住宅宿泊事業法の施設（届出住宅）については、法律上、届出により営業が可能とされていますが、届出前に現地調査や挙証資料の提出をさせ、当該ルールの遵守を確認しています。

一方、ルールを守らない違法、不適正な民泊に対しては、平成29年度から民泊対策の専門チームを設置し、平成30年4月からは41名の専任体制により、違法「民泊」の適正化の取組を充実させています。具体的には、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた情報に基づき、所在地や営業者を調査・特定し、厳正な指導により適正化を図っています。

とりわけ、無許可営業に対しては、旅館業法の改正により、監督権限や罰則の強化が図られたことを踏まえ、平成30年9月14日には、京都府警との連携の下、本市の告発により無許可営業者が旅館業法改正後全国で初めて書類送検され、また、同日、別の無許可営業施設には、全国初となる緊急停止命令を発出するなど、厳しく対処しています。

また、民泊の大手仲介サイトに対しては、観光庁を通して、仲介サイトから違法「民泊」の掲載を削除するよう要請等を行っています。

こうした本市独自の取組により、これまでに、「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた4,870件の通報等に基づき、無許可営業疑いの2,259施設に対して調査指導を行い、およそ8割に当たる1,845施設について、営業中止又は営業実態を解消させるなど、違法「民泊」は確実に減少しています。今後も、違法「民泊」の撲滅に向けて取組を一層強力に進めます。

さらに、本年8月からは、地域住民の「民泊」に係る不安や各種困りごとに対して、地域活動に係る経験や知識を有する弁護士、行政書士、建築士、まちづくりアドバイザー等の専門家を「民泊」地域支援アドバイザーとして派遣し、助言等を行う「京都市「民泊」に係る地域住民支援事業」を実施し、地域住民の皆さんの自主的な取組を支援いたします。

なお、本市では、関係部局による「民泊」対策プロジェクトチームを平成27年12月に設置し、全庁を挙げて「民泊」対策の取組を推進しており、平成30年度からは、新たに環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課、行財政局税制部税制課を加え、ごみ問題の対応や宿泊税の導入についても対策を強化しています。

引き続き、市民と観光客の安全安心や地域住民の生活環境を大きく損ねる、違法、不適正な「民泊」を断じて許さないという決意の下、「民泊」が安全安心で周辺住民との調和が図れた京都らしい宿泊施設となるよう、違法、不適正な「民泊」の適正化の取組をより一層推進してまいります。